

## 65歳未満の非自発的失業者の軽減について

### 対象となる方

- 次の(1)と(2)の両方の条件を満たす方が対象です。(1)と(2)は、いずれも雇用保険受給資格者証(見本参照)で確認します。
  - (1) 失業時点で65歳未満の方(見本「5. 離職時年齢」欄で確認します。)
  - (2) 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者(見本「12. 離職理由」欄で確認します。)
- ※「雇用保険特例受給資格者証」や「雇用保険高年齢受給資格者証」の方は、対象になりません。

### 申請に必要な書類

- 雇用保険受給資格者証(原本)
- 国民健康保険証(すでに国保に加入されている方)

(見本)

### 雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限	
16. 求職申込年月日		17. 認定日		18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間	
22. 離職前事業所名					
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			

失業保険を受給される方で「12. 離職理由」の数字が以下の離職理由コードであれば保険料の減免申請をすることができます。

離職者区分	離職理由コード	離職理由例
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知有り)
	22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示有り)
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示無し)
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

※「特例受給資格者証」「高年齢受給資格者証」をお持ちの方はこの減免申請の対象ではありません。

## 軽減措置

- 要件を満たす非自発的失業者の人の保険料は失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30%として算定します。  
ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の所得は通常額として算定します。
- 高額療養費などの所得区分判定も前年の給与所得を30%として算定します。

※給与所得以外の所得(不動産、年金、営業など)は100%で算定します。